

令和2年2月28日

保護者 様

京都府立鴨沂高等学校
校長 藤井 直

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに報道されておりますように、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての学校を臨時休業にするよう政府から要請がありました。

つきましては、本校におきましても、下記のとおり臨時休業の措置を行います。

何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月13日（金）

（今後の感染の状況によっては、休業の期間を延長することがあります。）

2 今後の対応等

- (1) 生徒の不要不急の外出は避けてください。
- (2) やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校（075-231-1512）へ8時30分から17時15分までに御連絡ください。
- (3) 学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。
 - ア 学校のホームページ
 - イ Classi
 - ウ PTAお知らせメール
 - エ 自宅等への電話
- (4) 御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を行ってください。
また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。
- (5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は075-222-3421、京都市外の方は075-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校（075-231-1512）へも8時30分から17時15分までに御連絡ください。
- (6) 臨時休業の期間中、部活動は行いません。
- (7) 詳細は別紙を御確認ください。
御不明な点等がございましたら、学校（075-231-1512）へ8時30分から17時15分までに御連絡ください。

別紙

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

- 臨時休業期間について
 - 3月2日（月）はLHR終了後、完全下校とする。
 - 3月3日（火）から3月13日（金）までの間を臨時休業とする。ただし、**学年末考査の実施を前提として**、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により臨時休業の終了日を変更することがある。
- 臨時休業期間中の生活等について
 - (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるということを理解し、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすようにすること。
 - (2) やむを得ず登校する必要がある場合、必ず事前に学校へ連絡すること。ただし、学校への電話（075-231-1512）は、8時30分～17時15分の間にかけること。
 - (3) 学校からの連絡は次の方法により行うので、学校のホームページをこまめにチェックするとともに、確実に連絡が取れるよう留意すること。電話連絡に対する応答ができるように留意すること。
 - 【連絡方法】
 - ① 学校ホームページ
 - ② Classi
 - ③ PTAお知らせメール
 - ④ 自宅等への電話
 - (4) 手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）、基本的な感染対策を行うと共に、毎朝の検温など、健康観察に努めること。
 - (5) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の生徒は075-222-3421、京都市外の生徒は075-414-4726）へ相談するとともに、学校へも連絡すること。
 - (6) 学習について
 - ア 臨時休業の期間中、部活動は禁止とする。
 - イ 各自の課題に応じて学習に取り組んでおくこと。
 - ウ 各教科から課題等の指示内容を確認の上学習に取り組むこと。
 - (7) その他、何か相談したいことや報告すべきことなどが生じたときは、速やかに学校へ連絡すること。（電話応答時間：8時30分～17時15分）
- 3月に予定されていた授業・行事等について
 - 学年末考査、補習・補充、追認考査等の単位認定・進級に関することや教科書購入などの新年度準備に関することについては、追って連絡する。